

議案第 80 号

災害に際し応急措置の業務に従事した者等に係る損害補償に関する条例
の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 26 年 11 月 26 日

提出者 墨田区長 山 崎 昇

災害に際し応急措置の業務に従事した者等に係る損害補償に関する条例
の一部を改正する条例

災害に際し応急措置の業務に従事した者等に係る損害補償に関する条例（昭和 41
年墨田区条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

付則第 4 条第 7 項中「第 4 条第 2 項第 3 号、第 8 号、第 9 号又は第 13 号」を「第
13 条の 2 第 1 項第 4 号又は第 2 項第 2 号」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

児童扶養手当法の一部改正により引用条文に移動があることに伴い、所要の規定整
備をする必要がある。